

特定事業選定前募集要項等に関する個別質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	(募集要項 該当頁：p7/別紙 様式集 該当頁：様式3・5/優先交渉権者選定基準 該当頁：P8) ・募集要項には「事前公募において、企画提案及び参考価格を提出する事業範囲は、③建設・改修業務、④維持管理業務及び⑤運営業務とする。」と記載がございますので、企画提案書は優先交渉権者選定基準に記載あります基礎審査項目の④建設及び改修業務、⑤維持管理業務、⑥運営業務の提出、様式5の提案金額内訳書はウ建設業務に関する対価、エ維持管理業務に関する対価、オ運営業務に関する対価、カ(ウ～オに対する)消費税及び地方税に関する対価、キ改修業務に関する対価への項目の記載にて提出との理解でよろしいでしょうか。	企画提案及び参考価格を提出いただく事業範囲及び提案金額内訳書についてはお見込みの通りです。ただし、募集要項P7～P8に示す①プロジェクトマネジメント業務、②企画・設計業務、⑥自主事業、⑦その他業務についても企画提案をしていただくことができ、これらについては、参考価格の提出は求めません。なお、それぞれの業務について単体企業での提案を可能としています。
2	適正価格のご提示のためにも予定対価と事業期間をお示し頂けますでしょうか。	事前公募では予定対価は設定しておりません。事業期間に関して、事前公募においては改修+改修後10年以上で自由に設定してください。
3	企画提案書、提案枚数を教えてください。またスケジュールが大変厳しいため、企画提案範囲である「③建設・改修業務、④維持管理業務及び⑤運営業務」合わせて3～5枚として頂けますでしょうか。	企画提案書の枚数について上限、下限はありません。
4	「予定対価を超えた場合は失格とする」と記載がございますが、この文言は事前公募にも該当しておりますでしょうか。	事前公募においては予定対価を設定していないため、失格とはなりません。
5	(文書名：優先交渉権者選定基準 該当頁：p7) p7に記載がございます審査の流れは事前公募にも該当しておりますでしょうか。その場合、企画提案書が要求水準を満たしていない場合は失格、またその後、選定委員会による審査が行われる、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていない場合は失格としますが、代替案がある場合は要求水準を逸脱していたとしても即時失格となるものではありません。
6	(文書名：要求水準書 該当頁：p 15 ～p 31) 要求水準とは、太枠に囲われた要求水準と記載された欄を指し、「町の考え」や「具体的な仕様の観点」と記載のある欄を踏まえた提案は、要求水準以上のご提案となるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	(文書名：募集要項 該当頁：p 12) 「ただし、事前公募は、単体企業としての応募を可能とする。」とございますが、事前公募は単体の業務のみのご提案でもよろしいとのことでしょうか。もしくはP7にあります『③建設・改修業務、④維持管理業務及び⑤運営業務』のご提案が単体企業でも出来れば応募が可能ということでしょうか。	単体業務を単体企業で提案していただくことも、単体企業で複数業務を提案いただくことも可能です。
8	予定価格の適正な算出のためにも既存施設の図面をご開示頂けますでしょうか。又、事前応募時に提出する予定価格は本応募などで提出する予定価格とは別(何らかの縛りを受けない)と考えてよろしいでしょうか。	施設図面については、閲覧ができることとします。閲覧場所は琴浦町役場本庁舎総務課窓口とし、ホームページにてお知らせいたします。 また、事前公募時の提案対価は本公募時の予定対価に何らかの縛りを設けるものではありません。
9	(文書名：募集要項 該当頁：p 16) 個別質問：「競争的個別対話は、守秘義務協定を締結し、非公開にて実施する。」と記載がございますが、守秘義務協定書のフォーマットはございますでしょうか。4日からの対話開始への申し込みのためにも早めのご教授をお願いいたします。また、競争的対話への参加はWEB参加も可能として頂けますでしょうか、現地参加への人数制限はございませんでしょうか、なるべく関係者が全員参加できることが望ましくおと考えております。また回数制限は無いものとの理解でよろしいでしょうか。スケジュールが大変厳しい中、適正なより良い提案のためによりしくお願いいたします。	守秘義務協定については、対話前に所定の様式を提供します。競争的対話へのWEB参加は可能です。現地参加の人数制限はありませんが、円滑な対話を行うことができる人数にてお願いします。 なお、新型コロナウイルスの感染状況等により人数制限をする場合がありますので予めご了承ください。 また、対話に回数制限は設けておりません。
10	(文書名：募集要項 該当頁：p 14) (5) その他(1)情報公開については、町からの公示情報に限定されますでしょうか。事業者の提出書類を開示される際は事前にご相談頂けるの理解でよろしいでしょうか。	琴浦町情報公開条例第7条の規定により、当該事業者の権利を害することとなる書類、情報の公示は行いません。原則として事前公募に係る提出書類は非公開とし、提出者の許可なく開示することはありません。
11	質疑回答はどの程度の期間で頂けますでしょうか。提出まで短いスケジュールとなっておりますが、回答を受けて提案の検討を行うにあたり、回答日数を教えてください大変助かります。また、回答を頂いてから提案書へ反映しますと、日程的に厳しい場合も想定されますが、その際は事前に開示されている情報をもとに提案させて頂くことで良いとの理解でよろしいでしょうか。	回答は原則として1週間以内とし、なるべく速やかに回答します。回答が間に合わない場合、事前に開示している情報によりご提案ください。
12	審査結果公表時では審査講評をご開示頂ける、また提案書などは公表されない、という理解でよろしいでしょうか。	審査結果公表時に審査講評を開示します。なお、提案書などの知的財産を含む情報については公表いたしません。
13	(文書名：説明会資料 該当頁：p8) 一次審査が競争的対話とございますが、審査基準をご教授頂けますでしょうか。また、一次審査に参加しない場合は事前公募の失格となりますでしょうか。	競争的対話に審査基準は設けておりません。また、競争的対話は企画提案において必須としております。したがって、競争的対話に参加しない場合、事前公募においては企画提案いただけません。